

人工妊娠中絶実施に対する夫の同意

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

本件は、妊娠17週の妊婦に対し慢性常位胎盤早期剥離の診断で人工妊娠中絶を実施したところ、妊婦およびその夫から、妊婦およびその夫の同意なく人工妊娠中絶が実施されたなどの主張がされた事案である。

審理の結果、人工妊娠中絶自体は正当な医療行為であったが、夫は人工妊娠中絶を行うか否かという重大な場面において、妻に対する自己の意思を表明する機会を奪われたとして、夫の精神的苦痛に対する損害を認めた。

キーワード: 人工妊娠中絶, 慢性常位胎盤早期剥離, びまん性絨毛膜羊膜へモジデローシス, 母体保護法, 自己決定権

判決日: 岡山地方裁判所平成29年4月26日判決

結論: 一部認容 (認容額55万円, 請求額2200万円)

【事実経過】

| 年月日 | 経過 |
|----------------|---|
| 平成23年 3月28日 | AがH病院を受診。 妊娠5週目と診断された。 |
| 4月26日～29日 | Aは、切迫流産によりH病院に入院し、4月29日に退院した。 |
| 5月11日～23日 | Aは、切迫流産により再度H病院に入院し、5月23日に退院した。 |
| 5月27日 | Aが「滝のように多量の出血」という主訴でH病院を受診。 H病院は切迫流産と診断し、Aを入院させたうえで切迫流産の管理を開始することとした。 |
| 5月30日 | 性器出血(ぼたぼたと膣外に落ちる程度)あり。 超音波検査の結果、羊水量の減少および内子宮口と胎盤との間に絨毛膜下血腫が確認され、これら所見に対し、H病院担当医は慢性早剥羊水過少症候群(CAOS)の疑いがある旨、診療記録に記載をした。 |
| 5月31日 | ぼたぼたと膣外に落ちる性器出血が持続。 膣内にコアグラ(血塊)を確認。 |
| 6月3日 | 超音波検査の結果、5月30日に確認された場所とは別の場所である内子宮口の胎盤後面に、 |

| | |
|-----------|---|
| | 絨毛膜下血腫が認められた。 またこの日、Aは「中絶するなら、4月の入院のときにとっくにしていた」などと発言した。 |
| 6月6日 | 羊水量の減少が確認された。 |
| 6月10日 | Aから、多量の性器出血の訴えあり。 超音波検査の結果、胎盤直下に新たな絨毛膜下血腫が認められた。 この日、早剥の疑いがある旨、診療記録に記載がされた。 |
| 6月11日 | 前日より性器出血の量が減少し、Aの表情が穏やかになった。 CAOSの可能性のある旨、診療記録に記載された。 |
| 6月13日 | 羊水量の減少が確認された。 |
| 6月14日～19日 | 断続的な性器出血あり。 Aは、15日には 「自然に流れるならそれはそれで構わない」 「自分で決めると、後悔すると思う」 「妊娠をこれ以上続けるのは自分の体が持たない」 「赤ちゃんにも夫にも申し訳ないとは思いますが」 16日には 「今日は昨日より体も楽なんです。少し楽だと、また迷ってしまう。どうしたらいいのか。中絶するなら早いほうがいいんですね」 「自然流産を望む気持ち少しある。人工流産は決めきれない」 17日には 「これからまたずっと続くようになったら答えは出るんですけど。でもまた止まったら迷う」 「主人に、こんなにしんどいのに、まだ死なへんやろ。もうちょっと頑張りって言われた。それって、死ぬ死なへんのぎりぎりのところまで頑張れっていうの。中絶も最初はいって言ったのに、それは人殺しになるって言われた。もう信じられない。私は今すぐにもやめたいけど、主人がそうさせてくれないんだったら、一番早くてどれくらいならやめてもいいの」 18日には 「夫は流産に反対であるようです。どうしたらいいのかわからない」 19日には 「出血しました」 「目の調子も悪いし、このまま死んでしまうのですか」 「早くこの状態から終わりたい。こんな人今までにいましたか」 「とにかく、この妊娠が早く終わることを、望んでいます。先生に伝えておいてください」 などと発言した。 |
| 6月20日 | 便器内が赤く染まるほどの出血があり、性器出血の増量を認めた。 またAから 「もうどっちでもええんやけどな」 「もう、今すぐに処置をして欲しい。こんなのをこれ以上我慢できない。処置をしたら、どれくらいで帰れる。出血は止まる。どんな処置をするの。先生は何時くらいに来る。私の身体は、大丈夫。死なない。死ぬかもしれない。もう、やだ」 |

| | |
|-------|---|
| | <p>などの発言があった。</p> <p>H病院の主治医は、これまでの経過を受け、慢性常位胎盤早期剥離であると診断し、これ以上の妊娠継続によってAの健康が損なわれ生命を危うくすると判断し、人工妊娠中絶の実施を決定した。</p> <p>Aの夫Bは、人工妊娠中絶にかかるAの輸血に関する同意書に、Aに代わって署名をした。なお、AおよびBは、人工妊娠中絶に関しては、同意書面を提出していない。</p> |
| 6月21日 | <p>人工妊娠中絶が実施された(妊娠17週目)。</p> <p>処置後に娩出された胎盤には、多量のコアグラの付着があり、早剥の所見が認められた。また、娩出された胎盤は病理組織検査の結果、DCH(びまん性絨毛膜羊膜ヘモジデロシス)と診断された。</p> |

【争点】

- 人工妊娠中絶実施にあたり妊婦およびその配偶者の同意があったか

※その他に人工妊娠中絶実施のための医学的適応の判断に誤りがあったかが争われたが割愛する。

【裁判所の判断】

1. Aらの主張

Aらは「Aは、長引く入院のストレスや、助産師から稀有な異常妊娠である旨聞いたことにより生じた死の恐怖や不安から人工妊娠中絶を認めるかのような発言をしたにすぎず、本心からの同意はしていない」、「Bは当初から一貫してAの人工妊娠中絶に反対しており、本件処置に同意をしたことはない」などと主張した。

2. 裁判所の判断

(1) Aについて

Aについて裁判所は、「本件入院後、性器出血等により心身ともに疲弊し、自己の生命の危険も感じながら、人工妊娠中絶をすべきか否か悩み、夫である

Bがあくまでも出産を望んでいることは認識しつつも、人工妊娠中絶をする方向へと意思を固めていったことがうかがわれ、少なくとも6月20日の時点においては、自らの意思で人工妊娠中絶のために本件処置を行うことに同意していたことが認定できる」と判断した。

(2) Bについて

Bについては「当初より一貫してAの人工妊娠中絶に反対していたことが認められる……輸血への同意は本件処置の実施を前提とするものであるが、本件医師等が本件処置に向けて動いている状況下において、Aの輸血同意書にAに代わって署名を求められたBとしては、内心において本件処置自体に反対していたとしても、Aへの輸血が不可能にならないよう、輸血同意書に代筆することも当然あり得るのであり、このことをもって、Bが本件処置に同意していたとはいえない。そもそも、病院側がBについて輸血の同意を求めたこと自体、Bの意思にかかわらず本件処置を実施することを表明したものと評価し得るところである。以上によれば、本件処置に関するBの同意があったとは認められない」旨判断し、H病院に対してBの同意を得ずに人工妊娠中絶を実施した過失があると判断した。

また、B の被った損害について、「本件処置の実施は医学的適応が肯定されるものであり、かつ、処置の実際の対象であるAの同意はあったと認められるから、Bの同意を欠いたことは、母体保護法14条1項(筆者注:医師は妊娠の継続、または分娩が身体的、経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのある場合、本人および配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができること等)所定の手続に関する瑕疵にすぎず、本件処置の実施の決定をただちに違法とするものではないというべきである。そもそも、法14条1項の規定は、母体に対する生命の危険が生じているという差し迫った状況において、配偶者の同意がない場合に、医学的に相当と認められる措置を採ることを禁止する趣旨のものとは解されないところである。したがって、本件処置の実施によって原告らが何らかの精神的苦痛を受けたとしても、本件過失との間に相当因果関係は認められない」として中絶が実施された事自体は損害とは評価できないとしつつも、「法14条1項が一般に人工妊娠中絶に関して当事者の同意を求めているのは、医学的に相当な処置であっても、妊娠当事者の心情に配慮し、一種の自己決定権を保護する趣旨であると解されるところ、本件処置それ自体は正当な医療行為であったとしても、Bは、本件過失により、その配偶者であるAに対して本件処置をするか否かという重大な場面において、自己の意思を表明する機会を奪われたといえ、この点において、Bは精神的苦痛を受けたことが認められる。」として、この精神的苦痛に対する慰謝料50万円の損害を認めた。

【コメント】

1. はじめに

本件は、妊娠週数17週であった妊婦に対し慢性早剥の診断のもと人工妊娠中絶手術を実施したところ、後日に胎児の両親から中絶を実施したことに対して損害賠償請求がされた事案である。

人工妊娠中絶の実施にあたり配偶者からの同意を得ていなかったために慰謝料の支払いが命じられたという点で、産科診療への影響も大きいと思い紹介する。

2. 人工妊娠中絶について

刑法は堕胎を処罰対象としており、人為的に中絶させる行為は堕胎罪という犯罪行為にあたる。

もともと母体保護法という法律が一定の要件のもと人工妊娠中絶を実施することを認めているため、同法律の要件を満たす限り堕胎罪は成立しない。その要件が、

- ① 胎児が母体外では生命を維持できない期間(通常妊娠満22週未満)であること
 - ② 本人および配偶者の同意を得ていること(母体保護法14条1項)
 - ③ 「妊娠の継続または分娩が身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがある場合(母体保護法14条1項1号)」または「暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠した場合」であること(母体保護法14条1項2号)
- である。

このうち②については、配偶者の同意を得ることが必ずしも容易ではない場合もあるため、「配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったとき」には配偶者の同意は不要であり妊婦の同意だけで堕胎することが認められている(母体保護法14条2項)。

また実務上DVが存在する場合など、配偶者の同意を得ることが事実上困難な場合も、14条2項を理由に妊婦の同意のみで人工妊娠中絶を実施し得ると考えられている(東京地裁平成27年3月6日判決)。

3. 本判決について

本件では、慢性早剥と診断されたことから妊娠の継続が身体的に母体の健康を著しく害するおそれが高いと判断され人工妊娠中絶が実施されたが、妊婦およびその配偶者から人工妊娠中絶を実施することの同意を取得していたかが問題とされた。

結論として裁判所は、妊婦である A の同意はあったものの B の同意は無かったとしたうえで、B が同意を得ずに人工妊娠中絶を実施したことは過失であるとして医療機関の責任を認めた。

ただし、裁判所の判断は、B に「墮胎処置をさせない権利」を認めたわけではなく、「墮胎決定に際して自己の意思を表明する一種の自己決定権」の限度で法的な権利を認めたに過ぎない点に注意する必要がある。すなわち、母体保護法 14 条 1 項が妊婦のみでなく配偶者の同意を求めていることから、配偶者が墮胎決定に際して意思を表明する機会が与えられることは法的にも保護されている権利であると評価し、A が墮胎処置をするか否か決定する際に B が「自己の意思を表明する機会が与えられなかったこと」を違法としたのである。そのため慰謝料も、「墮胎が実施されたこと」ではなく、「自己の意思を表明する機会を奪われたこと」のみを根拠として評価されている。

4. 母体保護法に関する議論の状況

日本では母体保護法で墮胎に配偶者の同意が必要とされているものの、そもそも墮胎を処罰すべきか否か、中絶に妊婦以外の者の同意を要求すべきか否かは家族観や社会観の違いによって結論が異なる得る問題であり、母体保護法自体の改正を求めようという意見も見受けられる。例えば、日本弁護士連合会も①配偶者からドメスティック・バイオレンスを受けていたり別居中であったりして配偶者に同意を求めることが著しく困難な場合や、②配偶者間で意見が一致しなかった場合には、配偶者の同意を不要とすべきであるという意見を表明している。

配偶者間で意見が異なる場合などは、医療機関が双方の意見調整を行うとしても限界があり、本来的には立法的に解決が図られるべき問題である。もっとも、少なくとも現行法では配偶者の同意を求める条文が規定されている以上、医療機関としては余計なトラブルに巻き込まれないよう、配偶者についてもその意向を確認するための機会を設け、記録に残しておくことが必要である。

【参考文献】

- 1) 医療判例解説 70 号
(地方裁判所平成 29 年 4 月 26 日判決)
- 2) 平成 2 年 3 月 20 日厚生省健医精発 12 号
- 3) 平成 8 年 9 月 25 日厚生省発児第 122 号

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [2. 多量出血 1\) 妊娠初期***](#)
- ・ [5. 切迫流産の管理***](#)
- ・ [1. 切迫流産**](#)
- ・ [特集 4 症状別・周産期の救命処置 下腹部痛・出血のある妊婦への対応**](#)
- ・ [人工妊娠中絶の法規制 - 女性の意識調査からリプロダクティブ・ヘルス / ライフを考える -***](#)
- ・ [医事法制 Q 人工妊娠中絶と同意***](#)
- ・ [出血が遷延した絨毛膜下血腫 18 例の後方視的検討***](#)
- ・ [7. 常位胎盤早期剥離—慢性の胎盤早期剥離も含めて早剥の胎盤病理**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。